

学校において予防すべき感染症について

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合の出席停止期間の数え方

インフルエンザ

			発症後、5日間は登校できません						
			発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
例1	日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	
	熱が下がった日に○			○	1日目	2日目		登校可能	
例2	日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
	熱が下がった日に○					○	1日目	2日目	登校可能
熱が下がった後、2日を過ぎるまでは登校できません									

新型コロナウイルス感染症

			発症後、5日間は登校できません						
			発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
例1	日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	
	熱が下がった日に○			○	1日目			登校可能	
例2	日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
	熱が下がった日に○						○	1日目	登校可能
症状が軽快した後、1日を過ぎるまでは登校できません									

◆新型コロナウイルス感染症は、発症後 10 日を経過するまではマスクの着用が推奨されています。